

第4章 登録証明機関による工事設計認証及び登録認定機関による設計認証の手続

1. 認証を受けるまでの手続

1.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計認証の手続【電波法第38条の24】

登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）について認証（以下「工事設計認証」）します。

工事設計認証とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定について、無線設備の工事設計（設計図、タイプ）及び業者の無線設備の取扱い段階の品質管理方法を対象として行う認証です。将来その設備が生産等される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産等が行われることを確保する「品質管理」を対象として認証いたしますので、無線設備の個別の機器ごとに対して行う技術基準適合証明とは異なります。

特定無線設備の製造、販売、輸入、工事、修理、点検、加工等の取扱いを行う業者であれば、登録証明機関に工事設計認証を求めることができます。ただし、一般個人が業としてではなく自分で使用するための無線設備について工事設計認証を求めることはできません。

工事設計認証を受けるに際して登録証明機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録証明機関にお尋ね下さい。なお、無線設備の工事設計書の様式は、証明規則別表第2号で定められています。

(2) 工事設計認証の審査【電波法第38条の24、同法第38条の8】

登録証明機関は、工事設計認証の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行い、

その工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、その工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、工事設計認証を行います。

登録証明機関は、技術基準適合証明の審査の場合と同様に、外部試験結果を活用することができ、また、特性試験における試験の一部を外部委託することができます。

登録証明機関は、既に技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計等（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）に関して、軽微な変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、登録証明機関に責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく工事設計認証のための審査を行わなければなりません。

登録証明機関は、工事設計認証をしたときは、工事設計認証を受けた者の氏名や無線設備の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

(3) 工事設計認証の拒否等の場合【電波法第 38 条の 14】

登録証明機関が工事設計認証を拒否するときは、その旨を理由を付した文書を交付して申し込みをした者に通知することとなっています。

工事設計認証を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の工事設計認証の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録証明機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録証明機関に対し、必要な命令を行います。

1.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計認証の手続【事業法第 56 条】

登録認定機関は、端末機器を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その端末機器を、技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む）について認証（以下「設計認証」）します。

設計認証とは、端末機器が技術基準に適合しているか否かの判定について、端末機器の設計（設計図、タイプ）及び業者の端末機器の取扱い段階の品質管理方法を対象として行う認証です。将来その機器が生産等される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産等が行われることを確保する「品質管理」を対象として認証いたしますので、端末機器の個別の機器ごとに対して行う技術基準適合認定とは異なります。

端末機器の製造、販売、輸入、修理、点検、加工等の取扱いを行う業者であれば、登録認定機関に設計認証を求めることができます。ただし、一般個人が業としてではなく自分で使用するための端末機器について設計認証を求めることはできません。

設計認証を受けるに際して登録認定機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録認定機関にお尋ね下さい。

(2) 設計認証の審査【事業法第 56 条、同法第 91 条】

登録認定機関は、設計認証の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行い、

その設計が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、その設計に基づき生産等を行う端末機器のいずれもがその設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、設計認証を行います。

登録認定機関は、技術基準適合認定の審査の場合と同様に、外部試験結果を活用することができ、また、試験の全部又は一部を外部委託することができます。

登録認定機関は、その登録に係る設計認証を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく設計認証のための審査を行わなければなりません。

登録認定機関は、設計認証をしたときは、設計認証を受けた者の氏名や端末機器の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

(3) 設計認証の拒否等の場合【事業法第 103 条、同法第 98 条】

登録認定機関が設計認証を拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

設計認証を求めた者は、登録認定機関が審査を行わない場合又は登録認定機関の設計認証の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が設計認証のための審査を行うこと又は改めて設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録認定機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録認定機関に対し、必要な命令を行います。

2. 認証を受けた後の手続

2.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計合致義務【電波法第 38 条の 25 第 1 項】

登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」）は、工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、その特定無線設備を認証工事設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特定無線設備の検査・記録保存義務【電波法第 38 条の 25 第 2 項】

認証取扱業者は、(1)の義務を履行するため、工事設計認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査に係る工事設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査を行った特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 26】

認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、(2)の義務を履行したときに初めて、その無線設備に適合表示無線設備としての表示を貼付することができます。

表示は、証明規則様式第 7 号により、特定無線設備の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければなりません。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 変更届出の義務【証明規則第 17 条】

認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、氏名や住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。ただし、その特定無線設備の取扱いを既に終了しているときは、不要です。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

認証取扱業者は、認証工事設計の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、登録証明機関による新たな工事設計認証を取得しなければなりません。(認証工事設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。)

2.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計合致義務【事業法第 57 条第 1 項】

登録認定機関による設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」）は、設計認証に係る設計（以下「認証設計」）に基づく端末機器を取り扱う場合においては、その端末機器を認証設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 端末機器の検査・記録保存義務【事業法第 57 条第 2 項】

認証取扱業者は、（1）の義務を履行するため、設計認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る端末機器について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 法令に従って端末機器に貼付した表示【事業法第 58 条】

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、（2）の義務を履行したときに初めて、その端末機器に法令に従った表示を貼付することができます。

表示は、認定規則様式第 7 号により、端末機器の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した端末機器については、当該端末機器の利用者が、電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際の接続検査が不要となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。

(4) 変更届出の義務【認定規則第 19 条】

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、氏名や住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。ただし、その端末機器の取扱いを既に終了しているときは、不要です。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

認証取扱業者は、認証設計の内容を変更しようとするときは、登録認定機関による新たな設計認証を取得しなければなりません。（認証設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。）

3. 事後措置

3.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 登録証明機関の義務【証明規則第 17 条】

登録証明機関は、認証取扱業者が不正な手段により工事設計認証を受けたことを知ったとき又は証明員が法律の規定に違反して工事設計認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。また、登録証明機関は、認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第 3 章に定める技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨も総務大臣に報告する義務があります。

(2) 認証取扱業者の立入検査【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 特定無線設備等の提出【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 21】

総務大臣は、(2) の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 措置命令【電波法第 38 条の 27】

総務大臣は、認証取扱業者が工事設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(5) 表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 28】

総務大臣は、次に該当する場合には、認証取扱業者に対し、2 年以内の期間を定めて、そ

れぞれに定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができます。

- 一 認証工事設計に基づく特定無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第6号に掲げる場合を除く。)。【当該特定無線設備の認証工事設計】
- 二 認証取扱業者が検査・記録義務に違反したとき。
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
- 三 認証取扱業者が措置命令に違反したとき。
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
- 四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。
【当該工事設計認証に係る工事設計】
- 五 登録証明機関が法第38条の24第2項の規定又は同条第3項において準用する法第38条の8第2項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。
【当該工事設計認証に係る工事設計】
- 六 電波法第3章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。
【当該工事設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第38条の29で準用する法第38条の23】

工事設計認証に係る表示が付されている無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害等防止命令【電波法第38条の29で準用する法第38条の22】

総務大臣は、工事設計認証に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第3章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 登録認定機関の義務【認定規則第19条】

登録認定機関は、認証取扱業者が不正な手段により設計認証を受けたことを知ったとき又は認定員が法律の規定に違反して設計認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。また、登録認定機関は、認証設計に基づき法令に従った表示を貼付した端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨も総務大臣に報告する義務があります。

(2) 認証取扱業者の立入検査【事業法第166条】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、設計認証に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 端末機器等の提出【事業法第167条】

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 措置命令【事業法第59条】

総務大臣は、認証取扱業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(5) 表示の禁止の処分【事業法第60条】

総務大臣は、次に該当する場合には、認証取扱業者に対し、2年以内の期間を定めて、それぞれに定める認証設計又は設計に基づく端末機器に表示を付することを禁止することができます。

- 一 認証設計に基づく端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認

- めるとき（第6号に掲げる場合を除く。）。 【当該端末機器の認証設計】
- 二 認証取扱業者が事業法第57条第2項に違反したとき。 【当該違反に係る端末機器の認証設計】
- 三 認証取扱業者が措置命令に違反したとき。 【当該違反に係る端末機器の認証設計】
- 四 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。 【当該設計認証に係る設計】
- 五 登録認定機関が事業法第56条第2項の規定又は第103条において準用する第91条第2項の規定に違反して設計認証をしたとき。 【当該設計認証に係る設計】
- 六 事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 【当該設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第61条で準用する同法第55条】

設計認証に係る表示が付されている端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は、法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害防止命令【事業法第61条で準用する同法第54条】

総務大臣は、設計認証に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

4. 外国取扱業者

4.1 特定無線設備の基準認証制度関連

工事設計認証を受けた認証取扱業者が外国取扱業者である場合における各種の規定を行

っている。【電波法第 38 条の 30】

4.2 端末機器の基準認証制度関連

設計認証を受けた認証取扱業者が外国取扱業者である場合における各種の規定を行っている。【事業法第 62 条】